非課税年金受給者の方へ

遺族厚生年金や障害基礎年金などの非課税年金を受給している方は、特別養護老人ホームなどの利用者負担のう ち、食費・居住費(滞在費)の自己負担額が増加する場合があります。

自己負担額が増加する方は「老齢基礎年金や老齢厚生年金などの課税年金収入額」「合計所得金額」「障害基礎年金や 遺族厚生年金などの非課税年金収入額 の合計額が80万円を超える方です。

上記に該当する方が特別養護老人ホームのユニット型個室に居住している場合、自己負担額は1日当たり750円増 加します。1カ月を30日とした場合、1カ月当たりの自己負担額は22,500円増加します。

この変更に併せて、JA北海道厚生連特別養護老人ホーム摩周の利用者負担の原則4分の1を軽減する「弟子屈町 における社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業 | において も、同ホーム利用者の方の障害基礎年金や遺族厚生年金などの非課税年金収入を含めて判定することになります。利 用者の方が遺族年金や障害年金などの非課税年金を受給している場合、軽減が適用されなくなる場合があります。 詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先/役場健康推進課介護保険係☎482-2935(課直通)

マの出没が続いています

昨年に引き続き、ヒグマの目撃が続いています。

東北地方ではツキノワグマによる被害が相次いでいますが、私たちの住む弟子屈町でも、決して他人事ではあ りません。

4月に設立された弟子屈町ヒグマ対策協議会では、ヒグマによる人身 事故などがないように、関係機関が一丸となって、情報収集や各種広報

ヒグマの餌になりかねない牛ごみなどを放置しない(ごみは収集 日の朝に出しましょう)、不用意にヒグマの生息域に立ち入らない (仕事上などでやむを得ない場合は、音が出る物を携行するなどの 工夫を)など、ヒグマに遭わずに済むような行動をお願いします。

万が一、ヒグマを見かけた、ヒグマの足跡などの痕跡を見つけた 場合は、すぐに下記までお知らせください。どんな小さな情報でも、 地域の安全を守るために、とても大切です。ご協力をお願いします。



問い合わせ先/役場農林課林務係四482-2936(課直通)

参加者を募集しています

戦没者遺児による慰霊友好親善事業

日本遺族会では「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

父などが戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、現地の皆さんと友好親善を図ることを目的に、厚生労働 省から補助を受けて実施されているものです。

▶実施地域

- ●広域地域/旧満州、旧ソ連、西部ニューギニア、マリアナ諸島、トラック・パラオ諸島、東部ニューギニア(1次・2次)、 ボルネオ・マレー半島、フィリピン(1次・2次)、ソロモン諸島、ミャンマー(1次・2次)、台湾・バシー海峡、中国
- ●特定地域/西武ニューギニア、ビスマーク諸島、マーシャル・ギルバート諸島

▶参加費用/10万円

※前回の参加から5年を経過した方(2010年度以前に参加した方)は2回目の参加応募ができます。 実施時期や申込締切日は地域によって異なります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先/日本遺族会事務局の03-3261-5521

後期高齢者医療制度のお知らせ

保険証(被保険者証)の一斉更新について

●保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用 できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、水色の保険証をご使 用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日です。
- 紛失したときや汚れたときは再交付しますので、役場健康推進課健康保険係までお申 し出ください。



新しい保険証は水色です

●減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなりま す。有効期間は保険証と同じく1年間です。

引き続き交付対象に該当する方には、7月中に減額認定証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額 認定証をご使用ください。

新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、役場健康推進課健 康保険係に申請してください。

区分Ⅱ 世帯全員が住民税非課税である方。

世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方。

区分I

● 世帯全員の所得が 0 円の方。

(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)

● 老齢福祉年金を受給されている方。



新しい減額認定証は黄緑色です

●医療費通知を全ての受診者の皆さんに送付します

医療費通知はこれまで、希望者の方のみに送付していましたが、9月送付分からは全ての受診者の方(1~ 6月に受診された方)に送付します。発行時期は従来どおりの9月・翌年3月で、変更はありません。

【イメージ図】

受診年月	診療を受けた医療機関等	診療区分	日数	医療費総額	自己負担額
H26年1月	〇〇病院	医科外来	1	18,000	1,800
H26年2月	××薬局	調剤	1	10,000	1,000
$\binom{2}{2}$		$\langle \rangle$)	$\langle \rangle$	
	수 計			28.000	2.800

- ※確定申告(医療費控除)の際の添付書類 としては使用できません。
- ※この通知は、皆さんの受診状況をお 知らせするもので、請求書ではあり ません。

●医療費通知をご活用ください

- ●医療費の推移が一目で分かるため、ご自分の健康状態の把握や健康管理に役立てることができます。
- ●インフルエンザ予防や健康診査についてなど、皆さんの健康保持や増進に役立つ情報が記載されています。
- ●診療日数などに間違いがないか確認しましょう。

北海道後期高齢者医療広域連合20011-290-5601 問い合わせ先 役場健康推進課健康保険係☎482-2935(課直通)